県内市町の給与の状況について

令和6年12月 市町課

団体区分別のラスパイレス指数の推移

令和6年4月1日現在の県内市町のラスパイレス指数の平均(職員数による加重平均)は98.9で、前年か ら▲0. 1となっています。

市の平均は99.1、町の平均は96.6で、全国平均に比べ市は+0.5、町は+0.2となっています。

第1表 県内市町(村)の団体区分別ラスパイレス指数

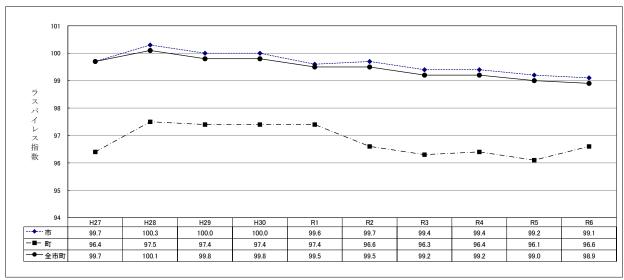
区分	昭和58年 (1983年)	昭和63年 (1988年)	平成 5 年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	増減 S58→R6	増減 R5→R6
県内市	110. 1	107. 3	105.6	104. 1	102. 2	100.4	107. 4	100.0	99. 2	99. 1	▲ 11.0	▲ 0.1
(全国市)	109.0	105. 4	103.6	102. 1	100. 7	98. 3	106.6	99. 1	98. 6	98. 6	▲ 10.4	0.0
県内町(村)	100.3	99. 3	99. 3	98. 9	98. 6	96. 0	103.8	97. 4	96. 1	96. 6	▲ 3.7	0. 5
(全国町村)	98.3	96.8	96. 5	96. 1	95. 7	94. 2	103. 2	96. 4	96. 3	96. 4	▲ 1.9	0. 1
県内市町(村)	107.0	104. 5	103. 2	102. 1	100.8	100.0	107. 1	99.8	99. 0	98. 9	▲ 8.1	▲ 0.1
(全国全団体)	105. 9	103. 4	102.4	101.3	100. 1	98. 7	106. 9	99. 2	98.8	98.8	▲ 7.1	0.0

2 県内団体区分別のラスパイレス指数の過去10年間の推移

平成24年4月1日の調査時点では、国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置(給与削減措置)を実施して いないため、上関町を除く団体でラスパイレス指数が100を超えました。

平成26年4月1日の調査時点では、国家公務員の時限的な給与改定特例法が終了したため、以降はおおむね平成 23年以前のラスパイレス指数となり、平成28年以降は微減傾向にあります。

第2表 県内市町の団体区分別ラスパイレス指数の過去10年間の推移



- 注)・一般行政職の給料について、国家公務員の水準を100として、ラスパイレス方式により各市町職員の水準を指数化。
 - ・「平均」は職員数による加重平均。
 - 「全国全団体」は、都道府県、指定都市、特別区を含む全地方公共団体の数値。

 - ・昭和58年〜令和5年(5年周期)は、統計法に基づく指定統計調査により実施。 ・令和6年のラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除く。

3 ラスパイレス指数の分布状況の推移

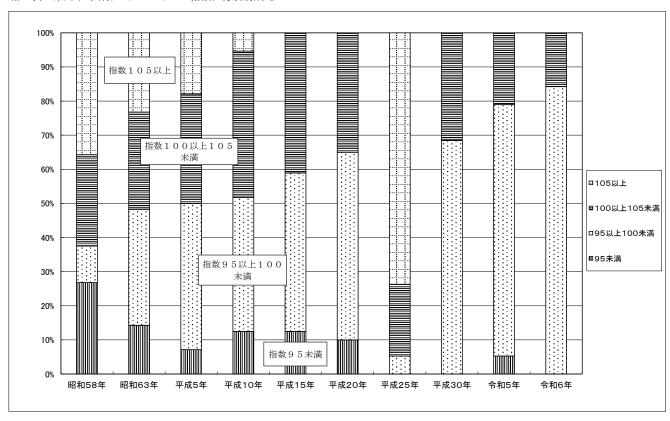
ラスパイレス指数100以上の団体は3団体(県内市町数の約15.8%)、100未満の団体は16団体(同約84.2%)となっています。

第3表 ラスパイレス指数区分別の団体数

上段は県内市町(村)、下段は全国全団体の数値

<u> </u>	9 N L 1 H	. 1 (11) /	1 1015							
ラスパイレス指数	昭和58年 (1983年)	昭和63年 (1988年)	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
1.0.5.01.1	20	13	10	3	0	0	14	0	0	0
105以上	790	444	247	79	5	1	889	0	0	0
100以上105未満	15	16	18	24	23	7	4	6	4	3
100以上105水個	849	816	848	825	675	254	697	336	212	209
95以上100未満	6	19	24	22	26	11	1	13	14	16
908至100水個	821	1, 059	1, 272	1, 405	1, 473	839	175	1, 110	1, 222	1, 240
95未満	15	8	4	7	7	2	0	0	1	0
9 3 不個	865	996	939	993	1, 107	764	28	342	354	339
合 計	56	56	56	56	56	20	19	19	19	19
	3, 325	3, 315	3, 306	3, 302	3, 260	1, 858	1, 789	1, 788	1, 788	1, 788

第4表 県内市町(村)のラスパイレス指数区分別構成比



4 団体別ラスパイレス指数の状況

- ① 上位団体は 1) 周南市 2) 宇部市 3) 防府市下位団体は 1) 上関町 2) 周防大島町 3) 平生町 となっています。
- ② 前年と比較して、高くなった団体は9、低くなった団体は8となっています。

第5表 団体別ラスパイレス指数 (令和6年4月1日現在)

団体名	令和5年	令和6年	R5→R6	備考
下関市	98. 7	98. 1	▲ 0.6	
宇部市	100. 3	100. 3	0.0	
山口市	99. 9	99. 4	▲ 0.5	
萩市	98. 4	97. 6	▲ 0.8	
防府市	100. 1	100.0	▲ 0.1	
下 松 市	98. 9	99. 1	0.2	
岩 国 市	97. 7	97. 7	0.0	
光市	98. 3	99. 4	1.1	
長門市	96. 7	98. 0	1.3	
柳井市	97. 2	97. 4	0.2	
美 袮 市	98. 4	98. 2	▲ 0.2	
周南市	100.6	101.0	0.4	
山陽小野田 市	100.0	99.8	▲ 0.2	
市平均	99. 2	99. 1	▲ 0.1	
周防大島 町	94. 1	95. 6	1.5	
和木町	96. 3	97. 1	0.8	
上関町	95. 3	95. 0	▲ 0.3	
田布施町	97. 3	97. 7	0.4	
平生町	95. 5	96. 0	0.5	
阿武町	97. 2	97. 1	▲ 0.1	
町平均	96. 1	96. 6	0.5	
市町平均	99. 0	98. 9	▲ 0.1	

5 団体別地域手当補正後ラスパイレス指数

地域手当補正後ラスパイレス指数は、周南市が101.0 (補正前と同値)となっています。

※周南市の地域手当補正後ラスパイレス指数とラスパイレス指数が同値である理由は、令和6年4月1日現在の周南市の地域手当の支給率(3%)が国の指定基準に基づく支給率(3%)と同値であるためです。

《地域手当補正後ラスパイレス指数とは》

平成18年度から導入された地域手当を加味して、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を 比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

【算出方法】

地域手当補正後ラスパイレス指数=現行ラスパイレス指数× ---

(1+当該団体の地域手当支給率)

(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)

第6表 地域手当補正後ラスパイレス指数 (令和6年4月1日現在)

第6表	地項	大士	·当補正後ラスパイレ	マス指数 (令和6年4月	11日現在)	
			ラスパイレス指数	地域手当補正後	地域	手当
団	体	名	①	ラスパイレス指数 ①×(1+②)/(1+③)	各市町の支給率 ②	国の支給率 ③
下	関	市	98. 1	98. 1	-	-
宇	部	市	100.3	100. 3	-	-
山	П	市	99. 4	99. 4	-	_
萩		市	97. 6	97. 6	-	_
防	府	市	100.0	100. 0	-	_
下	松	市	99. 1	99. 1	-	_
岩	玉	市	97. 7	97. 7	-	_
光		市	99. 4	99. 4	-	-
長	門	市	98.0	98. 0	-	_
柳	井	市	97. 4	97. 4	-	-
美	袮	市	98. 2	98. 2	-	-
周	南	市	101.0	101.0	3%	3%
山陽月	、野 田	市	99.8	99. 8	ı	1
周防	大 島	町	95. 6	95. 6	-	-
和	木	町	97. 1	97. 1	-	_
上	関	町	95. 0	95. 0	-	_
田布	施	町	97. 7	97. 7	_	_
平	生	町	96. 0	96. 0	-	_
阳	武	町	97. 1	97. 1	-	-

6 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値について

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用者については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度 の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表(一)適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラ スパイレス指数の対象には含まれていないものですが、指定職を含めた場合の値を試算すると下表のとおりとなります。 <試算方法>

- ① 指定職俸給表適用職員については、全てを含める。967人(令和6年4月1日現在)
- (参考:行政職俸給表(一)適用職員数(139, 298人(令和6年4月1日現在))
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額(給料額)には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管 理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「令和6年国家公務員給与実態調査」による「行政職俸給表(一)」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平 均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出 する。

第7表 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

団	体	名	ラスパイレス指数に指定職を 含めた場合の試算値 (R6. 4. 1現在)
下	関	市	97.5
宇	部	市	99.6
山	П	市	98.8
萩		市	96.9
防	府	市	99. 4
下	松	市	98. 4
岩	国	市	97. 1
光		市	98. 7
長	門	市	97. 3
柳	井	市	96. 7
美	袮	市	97.5
周	南	市	100. 4
山	陽小野田	市	99. 1
周	防大島	町	94. 9
和	木	町	96. 4
上	関	町	94. 2
田	布 施	町	97. 1
平	生	町	95. 3
冏	武	町	96. 4
	·	_	

参考:指定職俸給表が適用される主な官職

人事院規則九一二(俸給表の適用範囲) (抄)

(指定職俸給表の適用範囲)

- 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。 第十五条
- 十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。
 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官
 外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第三項の庁をいう。)の長官
 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁、金融庁及びこども家庭庁の官房長及び局長
 気象大学校長及び海上保安大学校長
 経済社会総合研究所長
 セ規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長(前号に掲げる職

 - 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長(前号に掲げる職
 - るもの
 - その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

7 団体別平均給与月額・平均年齢

- ① 県内市町の平均給与月額は、市 3,968百円、町 3,529百円、全市町平均 3,938百円となっています。
 - ② 県内市町職員の平均年齢は、市 43.8歳、町 42.4歳、全市町平均 43.7歳となっています。

第8表 平均給与月額·平均年齢 (令和6年4月1日現在)

	(A) + (B)	平均給料 月額 (A)	諸手当 月額 (B)	平均年齢
全国全団体平均	4, 028	3, 180	848	42. 1
全国市平均	3, 968	3, 190	777	42. 2
全国町村平均	3, 569	3, 058	511	41. 5

(単位:百円、歳)

					(単位:	百円、歳)
団	体	名	平均給与 月額 (A)+(B)	平均給料 月額 (A)	諸手当 月額 (B)	平均年齢
下	関	市	4, 028	3, 388	640	44. 8
宇	部	市	4, 175	3, 464	711	45. 8
山	П	市	4, 152	3, 376	776	44. 0
萩		市	3, 901	3, 326	575	44. 5
防	府	市	3, 787	3, 099	688	39. 8
下	松	市	3, 971	3, 309	662	43. 3
岩	玉	市	3, 972	3, 290	682	44. 1
光		市	3, 871	3, 246	625	43. 4
長	門	市	3, 661	3, 229	432	42. 8
柳	井	市	3, 812	3, 227	585	43. 7
美	袮	市	3, 807	3, 278	529	43. 7
周	南	市	3, 950	3, 325	625	43. 1
山區	昜小野	田市	3, 732	3, 180	552	42. 9
市	平	均	3, 968	3, 317	651	43. 8
周	防大島	計町	3, 650	3, 163	487	43. 5
和	木	町	3, 842	3, 300	542	44. 2
上	関	町	3, 329	3, 010	319	41. 2
田	布 施	町	3, 386	3, 019	367	41. 0
平	生	町	3, 581	3, 124	457	42. 1
阿	武	町	3, 253	2, 943	310	42. 7
町	平	均	3, 529	3, 101	427	42. 4
市	町平	均	3, 938	3, 303	635	43. 7

注 1) 諸手当:扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、 特地勤務手当、時間外勤務手当等

2) 表示単位未満を四捨五入としているため、合計が一 致しないことがある。

(参考) ラスパイレス指数、変動要因等

1 ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の 俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し 算出したもので、国家公務員を100としたものです。

ラスパイレス方式

地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定し、地方公共団体の仮定給料総額 (地方公共団体の学歴別、経験年数別毎の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を 国の実給料総額で除して得る加重平均方式により求めるもの。

ラスパイレス方式を算式で示すと次のようになる。

$$L = \frac{\sum \left(p_1 \times q_0\right)}{\sum \left(p_0 \times q_0\right)} \times 100$$
 $p_0 :$ 基準団体(国)の職員構成区分別平均給料月額 $p_1 :$ 比較対象団体(市町)の職員構成区分別平均給料

L:ラスパイレス指数

p₁:比較対象団体(市町)の職員構成区分別平均給料月額

q₀:基準団体(国)の職員構成区分別職員数

〈職員構成区分〉

学 歴 別:大学卒、短大卒、高校卒、中学卒の4区分

経験年数別:次の12区分

「1年未満」「1年(以上)~2年(未満)」「2~3年」「3~5年」

「5~7年」「7~10年」「10~15年」「15~20年」

「20~25年」「25~30年」「30~35年」「35年以上」

〈一般行政職〉

技能労務職、企業職、消防職、医師、研究職等を除く職員

2 ラスパイレス指数の変動要因

ラスパイレス指数は、国家公務員の給料との比較で次のような場合に変動します。

- ・給料カットを実施又はカット率を変更した場合
- 給料の改定率が異なる場合
- ・初任給基準や昇格・昇給基準が異なる場合
- ・昇給期間の短縮、延伸などを行った場合
- ・職員構成、経験年数別階層の変動があった場合 (職員数の少ない団体では変動に大きく影響する場合がある)
- ※ 公務員の給与の全国の状況については、総務省が公表(令和6年12月26日)

県内市町の自宅に係る住居手当の状況について

令和6年12月 市町課

県内市町の状況(令和6年4月1日現在)

○ 自宅に係る住居手当の制度が残っている団体は1団体(約5.3%)

市町名	制度の有無	内容
下関市		廃止済
宇部市		廃止済
山口市		廃止済
萩市		廃止済
防府市		廃止済
下松市		廃止済
岩国市		廃止済
光市	•	一律 3,000円
長門市		廃止済
柳井市		廃止済
美袮市		廃止済
周南市		廃止済
山陽小野田市		廃止済
周防大島町		廃止済
和木町		廃止済
上関町		廃止済
田布施町		廃止済
平生町		廃止済
阿武町		廃止済